第百四十条の六十二の四の次に次の五条を加える。

（法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定める期間）

第百四十条の六十二の五　法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

一　第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）に係るサービスの利用期間を定めた場合　当該計画において定められる第一号訪問事業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間

二　前号に規定する場合以外の場合　第一号介護予防支援事業による支援を受けた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間

2　法第百十五条の四十五第一項第一号ロの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

一　第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を定め、かつ、当該計画において法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（以下「第一号通所事業」という。）に係るサービスの利用期間を定めた場合　当該計画において定められる第一号通所事業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間

二　前号に規定する場合以外の場合　第一号介護予防支援事業による支援を受けた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間

3　第一項第一号及び前項第一号の居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画は、介護予防・日常生活支援総合事業に係るサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下「介護予防・日常生活支援総合事業サービス等」という。）の適切な利用等をするよう、当該居宅要支援被保険者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援被保険者等及びその家族の希望等を勘案し、次に掲げる事項を定めた計画をいう。

一　利用する介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の種類及び内容

二　当該サービスを担当する者

三　当該サービスを利用する期間

四　当該居宅要支援被保険者等及びその家族の生活に対する意向

五　当該居宅要支援被保険者等の総合的な援助の方針

六　健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題

七　提供される介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の目標及びその達成時期

八　介護予防・日常生活支援総合事業サービス等が提供される日時

九　介護予防・日常生活支援総合事業サービス等を提供する上での留意事項

十　介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の提供を受けるために居宅要支援被保険者等が負担しなければならない費用の額

（法第百十五条の四十五第一項第一号ロの厚生労働省令で定める施設）

第百四十条の六十二の六　法第百十五条の四十五第一項第一号ロの厚生労働省令で定める施設は、第一号通所事業を実施するために必要な広さを有する施設とする。

（法第百十五条の四十五第一項第一号ハの厚生労働省令で定める支援）

第百四十条の六十二の七　法第百十五条の四十五第一項第一号ハの厚生労働省令で定める支援は、次に掲げる支援のうち市町村が定めるものとする。

一　栄養の改善を目的として、居宅要支援被保険者等に対して配食を行う支援

二　居宅要支援被保険者等が自立した日常生活を営むことができることを目的として、居宅要支援被保険者等に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う支援

三　地域の実情に応じつつ、第一号訪問事業又は第一号通所事業と一体的に行われることにより、居宅要支援被保険者等の要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活に資することを目的として、第一号訪問事業又は第一号通所事業のサービスに準じるサービスを行う支援

（法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業）

第百四十条の六十二の八　法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う事業

二　医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者（以下この条において「医療・介護関係者」という。）により構成される会議の開催等を通じて、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討する事業

三　医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策を企画及び立案し、当該方策を他の医療・介護関係者に周知する事業

四　医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業

五　地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

六　医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業

七　在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業

八　他の市町村との広域的な連携に資する事業

（法第百十五条の四十五第三項の事業の効果的かつ効率的な実施）

第百四十条の六十二の九　法第百十五条の四十五第三項各号に掲げる事業は、当該事業を効果的かつ効率的に行えるよう、当該事業の目的及び内容並びにその実施状況を検証し、当該検証の結果に基づき当該事業の内容を見直すよう努めるものとする。

第百四十条の六十三に次の一項を加える。

2　市町村は、前項の規定により利用料を定めるに当たっては、当該利用料に係る事業の内容を勘案し、ふさわしい利用料となるよう定めるものとする。

第百四十条の六十三の次に、次の六条を加える。

（法第百十五条の四十五の三第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定する額）

第百四十条の六十三の二　法第百十五条の四十五の三第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一　第百四十条の六十三の六第一号イに規定する基準に従う事業　イ及びロに掲げる事業に応じて、それぞれイ及びロに掲げる額

イ　第一号訪問事業又は第一号通所事業　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第五条の規定による改正前の法（以下「平成二十六年改正前法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）又は同条第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に係る平成二十六年改正前法第五十三条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その額とする。）（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。次号イにおいて同じ。）の百分の九十（市町村が百分の九十以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その割合とする。次号イにおいて同じ。）に相当する額

ロ　第一号介護予防支援事業　法第五十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その額とする。）（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。次号ロにおいて同じ。）の百分の百（市町村が百分の百以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その割合とする。次号ロにおいて同じ。）に相当する額